

公益財団法人岡崎市学校給食協会評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

平成25年3月12日制定

平成29年3月7日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡崎市学校給食協会（以下「協会」という。）定款第20条及び第36条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人並びに公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第15条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第28条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、協会の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 費用とは、評議員等の職務の遂行に伴い発生する旅費及び常勤役員の通勤手当をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員等の職務の対価として報酬を支給する。

- (1) 評議員の報酬は、日額とし、評議員会に出席の都度、定額を支給する。
- (2) 常勤役員の報酬は、月額とし、毎月支給する。
- (3) 非常勤役員の報酬は、日額とし、評議員会及び理事会等に出席の都度、定額を支給する。
- (4) 監事は年額とする。

2 常勤役員が月の途中で就任又は退任した場合の当該月における報酬月額、日割りにより計算し、報酬月額をその月の日数から、日曜日及び土曜日を除いた残日数で除した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、県及び市職員等には報酬を支給しない。

(報酬の額)

第4条 評議員等の報酬は、別表に定める額とする。

(報酬の支払)

第5条 評議員等の報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除した額を通

貨で直接本人に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員等から報酬の全部を本人名義の金融機関口座へ振り込みを申し出た場合には、その方法により支払うことができる。

(計算期間及び支払日)

第6条 常勤役員の報酬の計算期間は、毎月1日から末日とし、その月の25日に支給する。

(費用)

第7条 評議員等がその職務の遂行にあたって負担した旅費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(準用)

第8条 常勤役員の通勤手当の支給に関する詳細は、別に定める公益財団法人岡崎市学校給食協会賃金職員規程を準用する。

- 2 評議員等の旅費の支給に関する詳細は、岡崎市職員の旅費に関する条例を準用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	報酬の額
評議員	日額 5,000円
常勤役員	上限年額8,200,000円の範囲内で 評議員会で定める。
非常勤役員	日額 5,000円
監事	年額 40,000円